

東京大学ハラスメント相談所相談員（特定有期雇用教職員）募集要項

1. 職名及び人数：特任専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
3. 更新の有無：予算の状況、勤務成績の評価に基づき、年度単位により更新する場合がある。ただし、当初採用日から最長5年間を限度とする。
4. 試用期間：採用された日から6月間
5. 就業場所：東京大学ハラスメント相談所  
※主に本郷キャンパス相談室（文京区本郷7-3-1）での勤務。週に1回、駒場キャンパス相談室（目黒区駒場3-8-1）または柏キャンパス相談室（柏市柏の葉5-1-5）での勤務あり。
6. 所 属：東京大学ハラスメント相談所
7. 業務内容：ハラスメント及びこれに類する人格権侵害に関する相談、ハラスメント防止研修会講師、相談所の活動に付随する事務的業務等。
8. 就 業 日・  
就業時間：週5日（月曜日～金曜日）  
：1日7時間45分（9:00～17:30 ※12:00～12:45休憩）  
※時間外労働を命じることがある。
9. 休 日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休 暇：年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃 金 等：東京大学年俸制給与の適用に関する規則の定めによる。  
※俸給（月額35万円以上（経験に応じ決定））、通勤手当（要件を満たした場合）、超過勤務手当等
12. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：カウンセリングの実務経験が概ね10年以上あり、次のいずれかの資格を有している者。  
（大学等でのハラスメント相談の実務経験や上記業務遂行に必要な英語力を有する方が望ましいが必須ではない。）  
(1) 臨床心理士 (2) 公認心理師 (3) 精神保健福祉士
14. 提出書類：① 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>  
② 応募にあたっての抱負（2,000字以内、形式自由）
15. 提出方法：〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学人事部労務・勤務環境課 あて  
封筒に「ハラスメント相談所相談員（特定有期）応募書類在中」と朱書き、簡易書留で送付すること。
16. 応募締切：令和4年12月12日（月）必着
17. 選考方法：書類選考後、合格者に対し面接選考を行う。
18. 採否の決定：個別に連絡する。
19. 問い合わせ先：東京大学人事部労務・勤務環境課 担当：鬼澤  
電話：090-3910-6891 E-mail：jinji.kankyo.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
20. 募集者名称：国立大学法人東京大学
21. その他：・応募書類は返却しませんので、ご承知ください。（本応募の用途に限り使用し、個人情報に正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することはいたしません。）  
・選考にかかる旅費等は支給いたしません。  
・本学は、「男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の応募を歓迎します。